

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金の受付を開始します！

東京都は、休業手当規定の整備をはじめ、テレワーク制度や特別休暇制度の導入など、新型コロナウイルス感染症等の非常時における職場環境整備に取り組む中小企業に奨励金を支給します。

1 対象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（中小企業）

2 交付要件

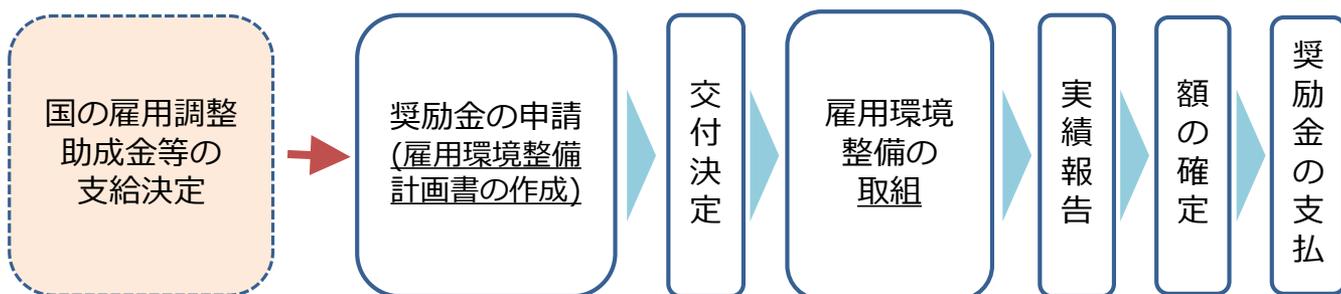
以下の2つの要件を満たすこと

- ①国から「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」、「産業雇用安定助成金」、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）」、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」いずれかの支給決定を受けていること
- ②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと

3 支給金額

1事業所 10万円（1回のみ）

4 事業の流れ



5 申請受付期間

令和3年4月30日（金）～令和3年6月30日（水）

※昨年度に「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」を支給された事業所は申し込むことはできません。

※申請書類は、郵送により提出してください。

※事業の詳細は、TOKYOはたらくネットをご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

